

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月13日

大和郡山市長 上 田 清

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
額田部北地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月6日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 1経営体（認定農業者）
4. 当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
活用を推進する
6. 地域農業の将来のあり方
担い手に農地を集約し、効率的な水稲作による農地利用を図る。

以上